

報告第14号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和7年6月16日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）

第1条 令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度長崎県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 年間総処理水量	10,577,534m ³	△528,380m ³	10,049,154m ³
(2) 一日平均処理水量	28,979m ³	△1,448m ³	27,531m ³
(4) 主な建設改良事業 処理場建設改良	208,731千円	△20,755千円	187,976千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 事業収益	1,110,363千円	△34,315千円	1,076,048千円
第1項 営業収益	687,539千円	△34,344千円	653,195千円
第2項 営業外収益	422,824千円	29千円	422,853千円
	支	出	
第1款 事業費用	923,633千円	△27,973千円	895,660千円
第1項 営業費用	891,438千円	△30,970千円	860,468千円
第2項 営業外費用	32,158千円	2,997千円	35,155千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額130,839千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,949千円、当年度分損益勘定留保資金66,972千円、繰越利益剰余金55,918千円」を「不足する額132,273千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,848千円、当年度分損益勘定留保資金66,468千円及び繰越利益剰余金60,957千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	208,550千円	△22,256千円	186,294千円
第1項 企業債	58,600千円	△12,900千円	45,700千円
第3項 負担金	45,650千円	△9,356千円	36,294千円
	支	出	
第1款 資本的支出	339,389千円	△20,822千円	318,567千円
第1項 建設改良費	208,731千円	△20,755千円	187,976千円
第2項 固定資産購入費	573千円	△67千円	506千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 58,600	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和6年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内	借入時期から30年以内（うち据置期間5年以内）において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 45,700	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	58,600				45,700			

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	38,535千円	△2,279千円	36,256千円